

Asian Population & Development

アジア

人口と開発



1983・NO.5

財団法人 アジア人口・開発協会(APDA)発行

目次

巻頭言

..... 1

黒田氏ら権威十氏が新理事に

(財)アジア人口・開発協会 2

中国の人口・開発調査を

財団が初の研究会 5

十一月にオーストリアで開催

OBサミット東京実行委 6

本財団が、中国人口の最新情報を手入！ 8

中国出産力標本調査公報

..... 8

中国人口は、今世紀末にはたして
十二億か、十三億か？

中国出産力標本調査結果の意味 13

厚生省人口問題研究所 人口移動部分布科科长 若林敬子

ASEAN三カ国を駆け足訪問して(上)

..... 19

日本穀類フレイク協会・専務理事 広瀬次雄

APDA・日誌

..... 23

(財)アジア人口・開発協会発足に至る経緯 25

財団法人「アジア人口・開発協会」寄附行為 35

卷頭言

“二十一世紀は日本の時代”——故ハーマー・カーン博士はそう予言したが、果たしてその通りになるのだろうか。

国連統計などをみると、アジアの中の日本は一九八〇年を迎えた途端、超スピードで高齢化社会へ足を踏み入れている。年齢六十五歳以上の人口が全人口に占める割合がきわめて高く、年を追ってふえている。日本は九・五%であるのに対し、バングラディシュ（二・六%）、フィリピン（二・八%）、パキスタン（二・九%）、ネパールとインド（各三・〇%）、インドネシア（三・三%）、マレーシア（三・六%）、韓国（四・〇%）、シンガポール（四・九%）、中国（五・六%）、香港（六・三%）で、日本だけがいかに“古い”ているか、ひと目でわかる。

このことは国力の活性化、社会保障制度の在り方をはじめすべての面に大きな影響をもってくる。医療ひとつみても、一九八〇年当時の一日当たりの患者総数は通院、入院を含め約八百万人と推定されたが、二〇〇〇年代では軽く一千百万人台を突破し、死亡者も現在の年間七十万人台から一挙に百万人台を越え、五十年後には百万人増の百七十万人台に達すると見られている。出生数はこれと反比例し、出生者数が死亡者数に追い越される日もそう遠くはない。社会保障制度の在り方が問われているのも、まさにここにある。

この傾向は、日本だけではない。いずれ、人口の“若い”アジア諸国においても起こってくる問題である。われわれはいま何を為すべきか。この前人末踏の壮大な“人間ドラマ”をどのようなようにして明るい方向へ運ぶべきか、いまこそアジア、世界の英知を集めて積極的な挑戦を試み、きり拓いてゆかなければならない。

黒田氏ら権威・十氏が新理事に

強力布陣に期待集まる

(財) アジア・人口開発協会

厚生、外務、農林水産三省の共管認可法人に拡大した財団法人アジア人口・開発協会（APDA）は、七月七日正午から東京・永田町のヒルトンホテルで三省共管になってから初の理事会を開いた。

田中龍夫理事長が挨拶、理事会成立（出席理事十名）を告げたのち、新任理事十氏の紹介があり、佐藤隆副理事長から、財団事業の積極的な展開をはかるとともに、さらに充実した事業を推進していくため、同協会が試験研究法人の認可を取得するための申請手続中であることを説明。

さらに、財団設立の経緯にふれ、北京で一九八一年十月開かれ



「挨拶をする田中龍夫理事長、左が佐藤隆副理事長」

た「人口と開発アジア議員会議」で、アジア各国々会議員が結束して「人口と開発アジア議員フォーラム（委員会）」を設置して、アジアの平和と世界の安定に寄与しよう——との動機が出され、これに基き人口・開発問題を解決するための一環として「財団法人アジア人口・開発協会」の設立、「人口と開発アジア議員フォーラム」の設立、グローバル・コミティによる「OBサミット」開催——などに至る経緯を説明。これからは認可がおり次第試験研究法人として幅広く調査、研究活動を展開していかなければならない財団の任務を強調し各界の権威を網羅した新理事に格別な協力を要請した。

これにより、同財団の理事構成は十五人となり、強力な布陣によってアジアの人口、開発問題に積極的に取り組むことになり、今後の活動が期待されている。

新たに就任の理事は次の十氏。

△人口・開発・食糧分野▽



黒田 俊 夫氏

元厚生省人口問題研究所々長、前日本人口学会会長、国連人口委員会委員、日本大学人口研究所顧問



川野 重 任氏

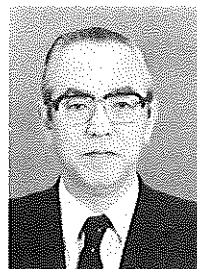
東大名誉教授（農業経済、開発協力）、東大東洋文化研究所々長、農政審議会々長、東海大学経済学部長、日本国際教育協会理事長



小林 和 正氏

エカフエ人口部専門官、前京大東南アジア・センター教授、日本大学人口研究所教授

△ 科学技術・エネルギー・資源分野 △



本多 健一氏 東大工学部教授



森 一久氏 日本原子力産業会議専務理事

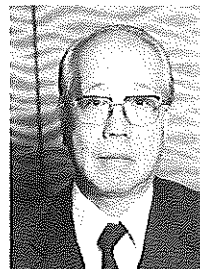


武田 修三郎氏 東海大学工学部教授

△ 行政OB・官界 △



内村 良英氏 元水産庁長官、農林事務次官、前
農業者年金基金理事長、日本中央
競馬会理事長

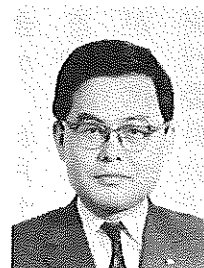


翁 久次郎氏 元厚生事務次官、前内閣官房副長
官、厚生省年金基金連合会理事長



須之部 量三氏 元オランダ大使、インドネシア大
使、韓国大使、前外務事務次官、
杏林大学教授

△ 経 済 界 △



房 野 夏 明 氏 経団連総務部長

“ 中国の人口・開発調査を ”

財団が初の研究会開く

(財)アジア人口・開発協会（APDA）では、同財団事業活動の主要項目の一つである「調査研究」の進め方について、六月二十三日午後五時から東京・永田町のTBRで、学者グループを交えて第一回研究会を開いた。

出席者は、佐藤隆副理事長、黒田俊夫理事（日大人口研究所顧



初の研究会

左から村松、黒田、小林、岡崎の各氏

問)、小林和正理事(日大人口研究所教授)、岡崎陽一・厚生省人口問題研究所長、村松稔・国立公衆衛生院衛生人口学部長の各氏。佐藤副理事長が「三年目を迎えた当財団に、アジア各国から熱い視線が集まっています。本年度からは、従来の厚生省のほか、外務、農林水産両省からも共管いただくこととなり、三省共管法人として、さらに活動の場を広げることになりました。いま、試験研究法人の申請も行なっております。アジアの人口と開発問題は、世界平和につながる重要な課題です。お集まりいただいた諸先生の格別な協力をお願いいたします」と挨拶した。このあと、意見の交換が行なわれ、「アジア諸国の人口基礎調査」に焦点がしばられた。その結果、同財団が、人口問題だけでなく、開発も大きなテーマとしていただけに、先ず中国の人口とかわりの深い農村の人口と開発問題の調査から着手できないかどうか、その後、この線に沿って具体的な調査方法、中国との接触などについて話し合っていくことになった。できれば、本年中に専門家による調査団を中国に派遣し実施したい考えである。

十一月にオーストリアで開催

“OBサミット”東京実行委が決める

元大統領・首相による国際会議(OBサミット)の東京実行委員会が、五月十九、二十の両日、都内のホテルでメンバーの福田元首相、ワルトハイム前国連事務総長、ボレロ元コロンビア大統領が出席して開かれた。

実行委員会では、委員会メンバーは約二十五名とし、一定期間内に会議を開く。持続的に活動し、常に今日の世界的問題を具体



「OBサミット東京実行委員会——左からワルトハイム
前国連事務総長、福田元首相、ボレロ元コロンビア大統領」

的に討議し、現政権と話し合い、協力して問題解決に当る。——
などを決めた。具体的に委員会がとりあげる問題としては、①世
界の現状と発展のための問題解決、②経済の活性化、進展、南北
問題、③軍縮と平和の三項目をあげている。

委員は、地域や思想的などの問題を考慮して全世界から選び、
諮問委員は、経済、外交分野の権威で本委員会に助言をし、広報
委員はメディアの権威を選考してあてることになっている。サミ
ットのテーマと重複することにならないか、との懸念については、
重複しないよう異なった多方面の視点から問題をとらえて対処し
ていくこととしている。

第一回本会議は十一月中旬、オーストリアで開き、雇用、通貨、
資源、貿易、軍縮、人口——の六項目をテーマとすることを決め
た。

本財団が、中国人口の
最新情報入手！

Ⅱ 中国出産力標本調査公報 Ⅱ

中国国务院計画出産委員会は、このほど、一九八二年七月に行なった第三回人口センサスの結果を十億三千百八十八万二千五百十一人と発表した。が、同年、中国が初めて実施した第一次全国二十八省市自治区（台湾、チベットを除く）人口千分の一抽出による出生率調査の結果を、本財団が入手した。

この「全国出産力標本調査」は、最も新しい中国の人口調査に関する情報で資料価値は極めて高く、日本で公表されるのは初めてである。

このため、本財団では、この全文を一挙に掲載するとともに、中国人口の権威者である厚生省人口問題研究所、若林敬子・人口移動部分科長に解説してもらった。

中国出産力標本調査公報

我が国の婦人の婚姻、出産の歴史と現状を分析する為に計画出産事業の成果を実際に視察し、今後の人口推定を順調に行い、人口の長期計画をたて計画出産事業の科学的管理強化とその根拠を提供する為、国家計画出産委員会は、一年半の準備を行い、一九八二年第一次全国二十八省市自治区（台湾、チベットを除く）人口千分の一抽出による出生率調査を行った。

今回の調査は、第三回人口センサスの住所コードを借り、分層、系統化、グループ別という抽出方法を採って農村は生産大隊、都市は住民委員会を単位とし、等確率で八一五のサンプルを抽出し、

サンプル総人口一〇一万七五七四人を調査した。調査対象は、十五～六十七歳の婦人で、人数は三十一万四八五人であり、被調査者の九九・九九%が回答した、調査時是一九八二年七月一日零時である。実際の調査時間は、一九八二年九月一日から開始し、半月のうち基本調査を終了させた。直接調査に従事した調査員は三六七六人であり、そのうち中学以上の教育程度の者は、九四%を占める。調査員は、すべて省レベルの研修と調査実習を受けている。調査事業は、各クラスの党政面の指導の重視と支持のもとに、各族人民の密接な協力を得た。

今回、共通の調査カードを三十一万四六二枚調査し、精度を再チェックした結果、調査項目の総誤差は、一・〇七%であり、再点検修正を行った上で、すべてまとめた標準調査の正確率は、九九八・三%である。

抽出調査のまとめと第三回人口センサスの人の手によるまとめの項目別比較を行なうと、基本的に一致している。現在の主たる結果の公報は、以下のとおり。

「出産適令女子の構成状況」

今回の調査は、十五歳から四十九歳までの出産適齢女子二十五万二〇九四人の回答をもとに行なわれ、サンプル総人口の二四・七七%を占める既婚の出産適齢女子は、サンプル総人口の一六・九八%を占める。出産可能な婦人は（有配偶者のうち無月経、不妊症を除く）サンプル総人口の一五・六五%である。十五歳から十九歳までの出産適齢女子は二四・七六%で構成比重が大であり、今後五年間、毎年一二三〇万人の女性が法律上婚姻可能年齢となる。

出産適齢女子のうち漢族は九三・三六%を占め、少数民族は六・六四%である。出産適齢女子の婚姻状況は、未婚者が出産

適令女子総数の三一・四六%を占め、出産適齢女子総数のうち初婚の女性は六四・五三%、再婚女性は二・八九%、離婚した女性は〇・一九%、未亡人は〇・九四%である。我が国の出産適齢女子の婚姻状況は、二つの特色を示しており、一は、婦人が終生未婚である比率は、たいへん小さく、大部分の女性は、三十五歳以前に結婚している。二は、我が国の家庭の夫婦関係は穏やかであり、離婚と再婚は、わずかで既婚出産適齢女子の四・四九%である。

「婦人の婚姻状況」

我が国婦人の平均初婚年齢は、一九四〇年代では一八・四歳、一九五〇年代十九歳、一九六〇年代一九・八歳、一九七〇年代二一・六歳、一九七〇年代末では二十三歳に上がった。一九四〇年代以来、婦人の平均初婚年齢は終始上昇の状態にある。

新婚姻法が実施されて以後、晩婚を推める仕事はあまり力を入れてない為、婦人の平均初婚年齢は下がっており、一九八一年では二二・八歳、地方によつては早婚の現象が依然存在する。結婚する人（初婚）の月ごとの分布に、はっきりした傾向がある。都市は、一、二月及び五月、十月に結婚する人が比較的多く、農村は十月から翌年二月までに結婚する人が多い。

「出産状況」

出産適齢女子の平均出産した子供数は、一九四〇年代五・四四人、一九五〇年代五・八七人、一九六〇年代五・六八人、一九七〇年代四・〇一人、一九七九年代では、すでに、二・七五人に落ち、一九八〇年二・二四人、一九八一年は二・六三人となっている。

解放後の人々は、安らかな生活と楽しく仕事に励んでいる為、生活水準の向上と人口抑制事業はうまく一致せず、一九五〇年、

一九六〇年代の出産率は相当高い。一九六三年は、七・五〇人に達した。一九七〇年代からは、広く計画出産の仕事が行なわれており、以来総合出生率は急速に下降し、一九八一年は、また上昇した。今まで全国の統計出生率は、二・一以下に至らず、人口再生産は、まだ増長の傾向にある。

調査結果を表わすと婦人の一生のうち出産する子供の数の平均は、五〇歳代で五・六二人、五十五歳で五・六五人、六〇歳代で五・四二人、六七歳代で五・一五人であった。出産の時期は、月ごとに一定の規則がみられる。九月より十二月まで出生率は比較的高く、十月は最も高い。全国の出生総数の九・九四％にあたる。一九八一年出産適齢女子一〇〇〇人に対し、平均八十五人の子供が生まれている。漢族は、一〇〇〇人対八十一人、少数民族は、一〇〇〇人対一三〇人である。

「避妊の採用と一人っ子証の受領状況」

調査推計にもとづくと、全国で既婚出産適齢女子は、一億七〇〇〇万人おり、そのうち各種避妊処置をとっている者は、一億一八〇〇万人で、避妊率は六九・四六％となっている。避妊を行なっている中で、IUDが一番多く、五〇・二％を占め、輸卵管結紮は二五・四％、輸精管結紮は一〇・〇％、ピルは八・二％、コンドームは二・〇％となっている。避妊処置をしていない出産適齢女子は三〇・五四％を占める。避妊の必要性があるが行なっていない者は一二・二二％を占め、約二一〇〇万人である。

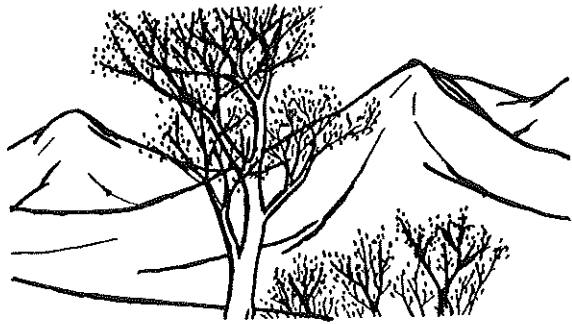
調査推計によると、全国の一人っ子をもつ夫婦は三三〇〇万組、そのうち、一人っ子証をもつものは一四〇〇万人、受領率四二・三％である。

出産率の抽出調査資料によると計画出産の仕事は、大変大きな

成果を上げているが、この任務は依然として巨大である。一九八一年の平均出生を計算すると、出産可能婦人の平均出産は二・六三人、そのうち農村は二・九一人である。

もし、この水準が変わらなければ、一九九三年に我が国の人口は、十二億に達し、今世紀末には、我が国人口は、十三億を超えるであろう。これは、今世紀末に我が国総人口を十二億以内に抑制するという目標を実現することが非常に大変であることを示している。しかし、全党を動員し、胡耀邦同志の十二大報告と趙紫陽総理の全人代第五期第五次会議報告での計画出産に関する論述を堅持完遂し、計画出産の基本国策を遂行し、広く一組の夫婦が一人の子を生むことを提唱し、二児は厳格に控え、けつして多く子を生まないという政策を行う。そして法律、科学研究、技術、薬器具の給与、組織作り等各仕事を確実にこなうことにより、中央の決定した戦略目標を実現することができる。

・・ 訳・(財) アジア人口・開発協会



中国人口は、今世紀末にはたして
十二億か、十三億か？

中国出産力標本調査結果の意味

厚生省人口問題研究所 人口移動部分布科

科長 若林敬子

中国の人口政策の現状

一九八二年七月一日に行なわれた第三回人口センサスの結果、中国の総人口は十億三一八八万二五一人（台湾・香港・マカオを除くと十億八一七万五二八八人）と発表された。世界の約二三%を占める巨大な数である。その八割が農民で、二十一歳以下の人口が五〇%以上を占める。これから向こう十八年間、年平均二〇〇〇余万人の男女青年が結婚・出産期に入り、年一三〇〇万前後の出生が見込まれるのである。その上、生産責任制の普及による影響もうけて、七九年に出生率一七・九〇%、自然増加率一一・七〇%まで低下したのが、八二年には出生率二一・〇七%、自然増加率一四・四九%へと上昇傾向にある。この率でいくと、今世紀末には総人口は、目標十二億をゆうに超え十三億に達するのは必至といわざるを得ない状況にある。

中国にとって人口問題は、現代化にかかわる重要な戦略問題である。今世紀末に年間工農業生産総額を四倍にし、都市・農村人民の所得を倍増させ、人民の物質的・文化的生活を向上させるという目標をうち出しているが、これを達成する重要な条件の一つが、人口を十二億以下に抑えることである。それには、人口の抑制、人口の質の向上の政策を徹底させる必要を強調する。つまり今世紀末の人口を十二億以内に抑えるために、さらに必要な努力として、銭信忠は以下の三点をあげている。

「第一は出産に関する法律の制定。今後新憲法に記された計画出産に関する条文に基づいて調査・研究を行ない、中国の実情に合致し、かつ効果的な人口抑制法と人口の質を高める出産法を制定する。第二は計画出産の科学研究と新技術の普及応用に力を入れ、技術の向上をはかる。第三は宣伝、避妊、日常的な活動を主とする計画出産の方針を一層貫徹させること。」（註1）

第一の法制定については、婚姻法と同時に制定で準備されながら延びていた「計画出産法」を、八三年一月に「二年内に制定する」、かつ三月には「優生保護法」制定を急ぐと発言していることを意味する。どのような内容をもったものになるか、史上例をみない法の制定に全世界が注目するところである。

それでは中国人口政策とはなにか。その支柱は晩婚・晩産・少数出産・優生であり、いわゆる「一人っ子政策」の奨励である。つまり一子をもうけた後避妊するか、第一子が四歳になった後第二子をつくらないと宣言した時、「一人っ子証」が公布され、種々の恩恵をうけられる一方、三子以上の子をもつと多子女費という厳しい経済措置がとられる。詳細には、上海市や広東省の計画出産条例をご覧いただくとして（註2）、現段階の中国の人口政策は、賞罰制度を急速にかつ広汎に導入しはじめ「出産許可制度」を含め、出産の自由を一段と規制しているところに特色がある。

一九八二年初め、中国共産党中央と國務院は、国家幹部、労働者・職員、都市住民に対して特殊事情で許可されたもの以外は、一組の夫婦で子供一人の指示を出し、農村でもこの政策を広く実施した。

二番目の子供をつくることが認められている特殊事情とは、

- (1) 最初の子供が非遺伝性の疾病にかかり、正常な労働力として期待できない場合。

(2) 再婚家庭であつて、一方が（特に女性）初婚の場合

(3) 不妊症のためもらい子をしてから自分にも子供ができた場合これらのいずれかに合致した時には、該当者は申請し、許可をうけた後計画的に第二子を生むことができる。第三子は許されない。少数民族に対しても、計画出産を奨励するが、ワクはいくらか広げられている。

中国出産力標本調査結果についてのコメント

国务院国家計画出産委員会は、八二年九月中国人口研究史上はじめての全国出産力標本調査を行ない、八三年四月別紙のような結果を公表した。

この調査の意義は、第一に標本調査経験をもたない中国が、これほど大規模な調査を行ったことの歴史的意味である。人口センサスの集計にあたつても、日本の総理府統計局が一％集計を助言したのに対して結局一〇％集計を行なつた（近く発表予定）が、本調査にあたつても調査対象三十一万という巨大さである。試行錯誤の第一歩ともうけとめられようが、さすが被調査者の回答率は九九・九九％である。

第二に調査時点が、第三回人口センサスと同じ八二年七月一日現在である点である。センサスの調査票には、十五〜四十九歳の出産適齢女子に対して八一年の一年間における出産状況と生存が否か、第何子かの三点がおりこまれているので、本調査と相補いあう分析比較がいずれ可能となる。

今回の公報で明らかになつた内容の第一は、婚姻状況である。初婚年齢が四〇年代十八・四歳、五〇年代十九歳、六〇年代十九・八歳、七〇年代二十一・六歳、七〇年代末二十三歳と、晩婚化の傾向が実証された。いずれ都市・農村別等の詳しいデータの発表がまたれるが、ここで問題となる一つは、八〇年九月に採択された新

婚姻誌が、法定結婚年齢を男二十二歳、女二十歳以上と規定したこと、その後の影響である。つまりこれに先立って、各省市の計画出産条例の規定により実質的に施行されていた年齢との間に矛盾を生じ、二、四歳引き下げたがために、これまで結婚をひかえていた層がなだれをうって結婚するという現象を生んだといわれる点について、本調査が明らかにできるかという今後への期待である。

第二にして本調査最大の成果は、出産適齢女子の平均出生児数を明らかにした点である。合計特殊出生率なのか既応出生児数なのか、年令別にどうかなど不確かな要素を前提にしているが、いづれにせよ普通出生率のみでなくこのようなデータが得られたことは、六〇年代のベビーブーム期に生まれた年齢層が結婚、出産期に入りかかっている“脅威”的背景にあって、その意義は大きい。

四〇年代五・四四人、五〇年代五・八七人、六〇年代五・六八人（六三年は七・五〇人、この年の普通出生率は四三・六〇%の最高を記録している）、七〇年代四・〇一人が七九年に二・七五人におち、八〇年二・二四人、八一年二・六三人と増大が裏づけられた。

このように八一年の平均出生児数が二・六三人、うち農村では二・九一人という値は、八〇年二月に発表された、将来人口予測にあたって現状を二・三人とふんでいたということと比較して、中国にとって予想外の高さであったといえよう。今世紀末に十二億以下にとどめるという目標が全人代ではじめて公式化されたのは、八〇年九月の第五期第三回会議の華国鋒による政府活動報告であった。その後八一年十一月、八二年十一月と繰り返し全人代で確認され、第六次国民経済社会発展五カ年計画におりこまれたという経過をたどる。

七八年にひそかに初まり八〇年から燎原の火のごとく普及した生産責任制による影響、および既述の婚姻法の法定結婚年齢の影響、出産適齢人口の増大、以上三点の理由のもとに徐雪寒と『人民日報』社説が「一人っ子政策の危機」を警告したのは、八二年二月のことであつた（註3）。この段階で徐は、「おおよっぱに計画しても、今世紀末に人口総数は十三億になるであろう」とすでに予測した。この懸念が今回のこの全国標本調査の結果、動かぬ裏づけとなり、国家計画出産委員会自らが、「もしこの水準が変わらなければ、一九九三年に中国の人口は十二億に達し、今世紀末には中国の人口は十三億を超えるであろう。これは、今世紀末に中国総人口を十二億以内に抑制するという目標を実現することが非常に大変であることを示している」と認めたことは重大である。このこと为中国経済に与える波及は絶大といわざるを得ない。つまり、八〇年前半期にはじかれ予測された人口の計画は、もはや達成不可能であることを國務院国家計画出産委員会自らが公式に認めたことを意味する。この発表後の五月二十五日には、國務院技術經濟研究センター、中国科学技術協会は合同で、自然科学・社会科学者を動員し、組織して「二〇〇〇年の中国」をテーマに研究をくり広げるための会議を開催したともきく。人口についても今後検討されていくであろう。

その他第三の「避妊の採用と一人っ子証の受領状況」については、避妊率六九・四六%、一億一八〇〇万人が実行、その内五〇・二%がIUDを装着、一人っ子証をもつのは全国一人っ子をもつ夫婦三三〇〇万組の内の一四〇〇万人、受領率四二・三%となっている。錢信忠主任によれば、「一人っ子の出産適齢夫婦は現在、全国で二五〇〇余万組に達し、一人っ子証をもつ夫婦は六三%にあたる一六〇〇余万組にのぼっている」という（註4）。

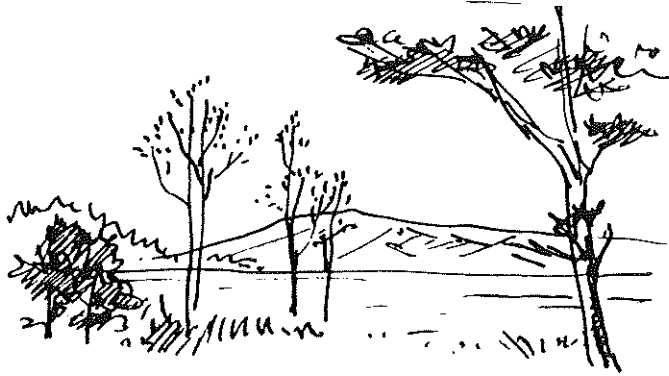
いずれにせよ今回調査についての概念、調査票や統計的处理の方法について、あるいは詳細な集計結果等、今後の発表にまたれる点が多い故に、ここでのコメントはこの程度でご容赦願いたい。

1. 「中国の人口抑制について——国家計画生育委員会の銭信忠主任に聞く」『中国画報』八三年六月号

2. 若林敬子編集・解説『中国の人口問題』現代のエスプリ 16
190 八三年五月所収

3. 徐雪寒「農村で人口政策を断固実行しよう」現代のエスプリに収録

4. 銭信忠「中国の人口政策」『北京周报』八三年二月十五日
16
7



ASEAN三カ国を駆け足訪問して(上)

日本穀類フレック協会・専務理事 広瀬 次雄

“人口統制”が各国共通の課題

極めて短時間ではあったが、このほどフィリピン、マレーシア、インドネシアのASEAN三カ国の首都を訪れ、人口問題を垣間見る機会に恵まれた。

合計一週間という駆け足の強行スケジュールだったから、ほんの空気に触れただけ、といった方が適切かも知れない。しかし、現地で会った各国の人口問題担当閣僚や関係者の話しを総合すると、宗教上の影響はあるにせよ、人口問題に対する各国の取組み方や対応の仕方は一律にはいかない——ということだった。

ASEAN各国はいま、依然として年間二%を超す人口増加率と食糧不足、年を追ってふえ続ける失業者対策に深刻に悩んでいる。現地で山積するこうした問題をきき、将来を展望するとき、有史以来といわれる人口の爆発庫を抱えたこれら各国が、避けて通れない共通の課題は、方法、取組み方の違いはあるにしても、やはり“人口統制”をしなければならぬ——ということだった。

INCOME GENERATION (収入向上計画) がすべて

「フィリピン＝マニラ」うだるような猛暑の中に、マニラ市がかすんで見えた。

フィリピンの人口はおよそ五〇〇〇万人、国土は三十万平方キロメートルだから一平方キロメートル当りの人口密度は一六七人だ。人口密度は日本の約半分、面積や人口は世界の中位というところだ。

フィリピンの人口増加率は、ASEAN五カ国の中では一番高い。年間二・九%近い人口がふえ続けている。

同国の宗教は、九十三%がキリスト教徒。そのうち八十四%が

カトリックで、妊娠中絶はご法度だし、避妊に反対する人が多いのうなづける。れつきとした「人口法」が制定されており、フィリピンではいま「福祉のための人口政策」が国の重点施策として真剣に取上げられている。

これは、人口問題は、ただ単に人口を抑制すれば解決できるというものではない——社会、経済開発が進めば自ずから解決する問題である——という発想によるものだ。

そこで、国家経済開発庁長官のマパ大臣が中心になり、経済開発、環境、労働など各般にわたる「国家経済開発五カ年計画」（一九八三年—一九八七年）を発足させ、政府が先頭に立つて問題解決に当たっている。

INCOME GENERATION（収入向上計画）によつて、乳幼児の健康を向上させ、栄養問題を解決する。食べるか、食べないかは、食糧問題であると同時に家計の問題でもあるからだ。さらに環境衛生を良くし、家庭分娩を衛生的に行なえば乳幼児の死亡率は低くなり、多くさん子供を産む必要がなくなる。すべて住民が豊かになることが人口問題の解決につながるという認識によるものだ。

現地での話を聞くと、家庭分娩は、お湯も沸かせないところでほとんど行なわれている。各村に「H I L O T」といわれるとりあげ婆さん、爺さんが一人ずついて、これが助産婦役をしており、七〇％がH I L O Tにとりあげられ、ヘソの緒は大抵は竹ベラかカミソリ、良いところでハサミを使つて切っている。消毒をしていないので破傷風などにかかる新生児が多い。栄養失調児は、保健省の調査によると八十五％に上り、正常児は僅か十五％。国家栄養委員会もほぼ同様の数字をあげている。マルコス大統領夫人イメルダ女史の調査によると、栄養失調児は一・六％というが、両者の

間には比較にならない比率の開きが出ている。手近かなところから、というので、保健省では農村における出産時の消毒指導などを行なっているが、まだまだ道は遠いようだ。

急がなければならない “農村の近代化”

フィリピンでは、人口の七〇％が、農村地帯にいる。米の生産高一つをとっても、一ヘクタール当り二トン足らずで、わが国の三分の一以下と極めて低い。生産力と、農産物価格が低いので、農民の暮らしは極貧状態である。農村の近代化をいかに進めるかが、当面の大きな課題だ。

こうした状態だから土地を持たない農民は大都市へ流れてスラムを作り、都市問題を引き起こしている。“農業開発と人口”問題が随所に厄介な顔を出している。農業基盤の整備を急ぐために、農地改革などの療治が必要なのではないか。経済事情も、著しいインフレの進行と、ふえ続ける失業者に悩まされている。

輸出といえばココナツや砂糖などの農業製品が主力。鉱業部門の銅などもあげられるが、機械、電気製品などのほとんどが輸入に依存しており、外部からの経済要因が、直ちに国内経済に深刻なプレッシャーを与える構造になっている。

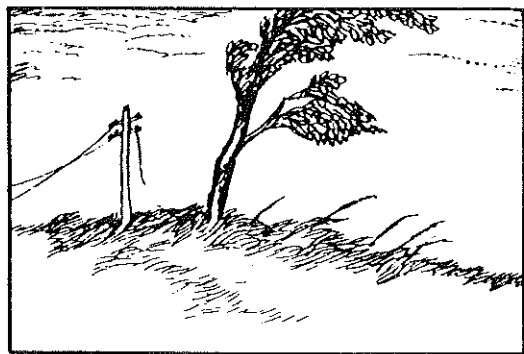
政府は、工業化の促進や、中小企業振興のため貸付ローンなどを発行して助成策を講じているが、思うように進展していないようだ。

国民経済は、個人所得が年間約十五万円。これはASEAN五カ国では第三位だが、GNPの実質成長率はOECDの資料によると、一九七六年からの五カ年間平均が五・九％で最下位にある。インフレの進行率も著しい。一九七九年には一八・八％、一九八〇年には一七・八％とインフレはインドネシアに次いで高い。工業製品や食糧が高いのが原因といわれているが、失業問題

も深刻だ。フィリピンは人口年令が若い。平均十六、七才だから、年間一〇〇万人の新規労働力が入ってくるので、完全失業率六%、不完全失業率二十五%といわれ、三分の一が失業者ということになる。

マニラで会った、社会福祉事業副大臣のレイエス女史は「人口・開発問題は、社会開発庁が主管しているが、各省庁でも家族計画問題を真剣にとりあげている。国防省すらも例外ではない。教育省、自治省も家族計画予算を組んでいる。避妊をさけ、家庭福祉という立場からの政策を研究しているが、食糧、エネルギー、環境衛生等の面から、日本のアジア人口・開発協会（APDA）のすぐれたご協力をお願いしたい」と語っていた。

フィリピンで感じたこと——先ず官民一体となつて「人口と開発」問題解決のための意識の向上を図ること、これが第一歩だ、ということだった。



3月31日

3月29日

3月31日
4月3日

3月31日

4月1日

4月18日

4月28日

5月16日

5月19・20日

外務省・厚生省・農林水産省三省共管認可下る。
AFPPDへの強力な支援者の一人であるフィ
リピン国際電信電話公社総裁ホワキン夫妻来日
OBサミット実行委員会事前打合せ、ワルトハ
イム（前国連事務総長）、福田赳夫元首相、佐
藤隆代議士の各氏。

自民党外交部会でOBサミット発起人会議（ウ
イーン・3月7・9日）の報告会

報告者.. 福田赳夫、佐藤隆氏。

議長.. 小坂善太郎氏。

於.. 自由民主党本部会議室

銭信忠中国国家生育計画委員会大臣が、人口と
開発に関する日中協力につき、国際人口問題議
員懇談会・福田赳夫会長、田中龍夫副会長、佐
藤隆代表幹事、住栄作国際協力部長と会談。

試験研究法人認可申請書を外務省、厚生省、農
林水産省に提出。

松村昭雄グローバルコミッティ事務局長来所。

OBサミット第二回実行委員会、東京で開催

ワルトハイム（前国連事務総長）

福田赳夫（元首相）

パストラナ・ボレロ（前コロンビア大統領）

ブラッド・フォード・モース（国連開発計画事
務総長）の各氏。

5月25日 ～30日	佐藤隆本協会副理事長も出席。 吉田成良参与、遠藤職員中国を訪問。 中国と本協会の協力事業について国家計画出産委員会、干旺局長、肖振禹課長、劉錚人民大学教授等と会談。
6月14日	中国計画出産視察団、梁済民団長、魏紹杰秘書長、佐藤隆本協会副理事長を表敬訪問。
6月23日	本協会調査研究事業に関する専門委員会を開催 (出席者…黒田俊夫、小林和正、岡崎陽一、 村松稔の各氏)
6月29日	富田重亮国連人口活動基金総務部長、安藤博文同基金アジア部長来所。
7月1日	中国視聴覚専門家(趙裕豊氏他8名)来訪。
7月7日	本協会理事會開催。於東京ヒルトンホテル。
7月18日	内田康男アジア開発銀行社会開発部プロジェクト・エコノミスト来所。

財団法人 アジア人口・開発協会発足に至る経緯

一九七三・十 (十・十三)二千人	アジア人口事情視察団派遣(インド、タイ、インドネシア、フィリピン) 。国會議員 岸 信介(団長)、田中龍夫、八田貞義、 佐藤 隆、山崎竜男、加藤シヅエ、 阿部昭吾 。他 花村仁八郎、W.ドレーパー、J.タイディングス 官庁、マスコミ関係等
一九七四・四・一	「国際人口問題議員懇談会」設立(会長…岸 信介) 衆・参超党派議員一一九名で発足。 ☆世界で初の試みである。
一九七四・四・二十五	「食糧と人口に関する宣言」…国連式典 (於…国連本部) 宣言書署名…佐藤 隆 。八月及び十一月の世界人口・食糧会議に先立ち、 各国政府に現実的且つ果敢な諸政策を採るよう 要請する五項目から成る。 。人口・食糧問題解決の為、国連にリーダーシッ プをとることを要請した宣言文。

一九七四・八 (八・十九～三十)	第三回 国際人口会議 (於…ブカレスト) 総勢 四五〇〇人 齊藤邦吉(元厚生大臣)、八田貞義、佐藤隆、 堂森芳夫、柏原ヤス、中沢伊登子 他
一九七四・十	I P U 列国議会同盟会議 (於…東京) 参加国…六十五カ国 佐藤 隆代議士 「食糧と人口問題」ライス・パンク構想を 提唱。
一九七七・九 (九・三～十八)	中南米家族計画視察団(メキシコ、コロンビア、ブラ ジル、アメリカ、カナダ) 国会議員(八名) 岸 信介(団長)、佐藤 隆、住 栄作、 安孫子藤吉、和田耕作、阿部昭吾、福岡義登、 吉寺 宏、他 顧問団(十六名) 大来佐武郎、花村仁八郎 他 U N F P A 二名、事務局五名 。先進国にも、途上国にも、人口問題議員グループ を結成させるべく、各国立法府議員に呼びかけた。

一九七九・三	IPOP 国際会議準備委員会 (第三回) (於…メキシコ) 日本側参加者…佐藤 隆 他 。 「宣言」 の草案作成、。 会議規定、。 日程 etc
一九七八・十 (十・十六～十七)	IPOP 国際会議準備委員会 (第二回) (於…チュニジア) 日本側参加者…佐藤 隆 他 。 開催国、。 主催機関、。 議題 etc、について
一九七八・三 (三・二十八～三十)	人口と開発列国国會議員 (IPOP) 東京会議 Ⅰ 第一回 国際会議準備会議 Ⅰ 参加国…米、英、加、西独、インド、スリランカ、 メキシコ、ブラジル、コロンビア (九カ国 四十名)、日本 (十名) 。 運営委員メンバー国、。 参加国、。 議事日程、 。 予算
一九七七・十一 (十二・五～十二)	人口と開発先進国会議 (ロンドン、ボン、ベルリン) 参加国…日、米、英、加、西独 (五カ国…十六名) 日本側…佐藤 隆、和田耕作、土井たか子 。 一九七七年九月の中南米視察に引続き各国立法府 議員への呼びかけ。 。 国際議員会議の開催について討議。

一九七九・八
(八・二十六)
九・二

IPOP 国際会議

(於…スリランカ)

参加国…六十四カ国

他、国連各機関、I P P F 等

総勢 五五〇名

日本側…岸 信介、佐藤 隆、石本 茂、中村啓一、

柏原ヤス

☆人口問題議員グループ、結成国二十五カ国を超
えるに到ったので、U N F P A に働きかけ、コ
ロンボで開催。

一、" コロンボ宣言 " 採択

この宣言により、一九八一年、アフリカ、
ヨーロッパ、アジアの各大陸での人口会議
が開かれた。

一九八一年 七月 ケニヤのナイロビに
於て

十月 中国の北京に於て

十二月 仏、ストラスブール
に於て

一九八二年十二月 ブラジルのリオデジ
ャネイロに於て
(予定)

一九八〇・九
(九・十・十三)

資源、人口、開発に関するアセアン国会議員代表者会議

(於…クアラルンプール)

参加国…シンガポール、マレーシア、タイ、フィリ

ピン、インドネシア(五カ国)

日本側…佐藤 隆、住 栄作、井上晋方

(日本はオブザーバーとして参加をし、北京会議
開催を提案。合意を取付けた。)

一九八〇・十一	人口と開発に関するアジア国会議員会議 日・中打合せ (於…北京) 佐藤 隆、井上晋方 。開催地北京への正式な可能性打診
一九八一・二	人口と開発に関するアジア国会議員会議 第一回運営委員会 (於…東京) 参加国…日本、中国、インド、スリランカ、 マレーシア 。政治、イデオロギーの問題の除外について
一九八一・三・二十三	佐藤 隆代議士——国連開発計画(UNDP)と アドバイザー契約締結 。一九七九年八月の「コロンボ宣言」に基づく、 地域IPOP会議の開催とそのフォローアップ を任務とする。
一九八一・六 (六・十九～二十)	人口と開発に関するアジア国会議員会議 第二回運営委員会 (於…北京) 参加国…日本、中国、インド、スリランカ 他 UNFPA 日本側…佐藤 隆、住 栄作、 土井たか子 他五名

一九八一・十
(十・二十七)三十

「人口と開発に関するアジア国会議員会議」

期 日…一九八一年十月二十七日～三十日

開催地…中国北京市

会 場…人民大会堂

(1) 日本側出席者…

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 20. | 19. | 18. | 17. | 16. | 15. | 14. | 13. | 12. | 11. | 10. | 9. | 8. | 7. | 6. | 5. | 4. | 3. | 2. | 1. |
| 阿 | 山 | 柄 | 和 | 矢 | 柏 | 有 | 片 | 川 | 福 | 土 | 井 | 田 | 石 | 粟 | 桜 | 関 | 住 | 佐 | 団 |
| 部 | 口 | 谷 | 田 | 追 | 原 | 島 | 山 | 本 | 岡 | 井 | 上 | 代 | 本 | 山 | 井 | 谷 | 藤 | 福 | 長 |
| 昭 | 敏 | 道 | 耕 | 秀 | ヤ | 重 | 甚 | 敏 | 義 | た | 晋 | 由 | 茂 | 明 | 新 | 勝 | 栄 | 趙 | 夫 |
| 吾 | 夫 | 一 | 作 | 彦 | ス | 武 | 市 | 美 | 登 | か | 方 | 紀 | 参 | 〃 | 〃 | 〃 | 隆 | (衆・自) | (衆・自) |
| (衆・社民連) | (衆・新自) | (参・民社) | (衆・民社) | (〃) | (参・公) | (衆・公) | (参・社) | (〃) | (〃) | (〃) | (衆・社) | (〃) | (参・自) | (〃) | (〃) | (〃) | (〃) | (〃) | (〃) |

秘書数名

同時通訳者 三名

事務局 三名

	(2) 議長…廖承志（中国全人代副委員長） 副議長…佐藤隆 他五名 司 会…陳慕華（中国副総理） 起草委員…住 栄作 他五名 (3) 主なる日程 ① 第一日目（十月二十七日） 。福田元首相の特別講演 。福田元首相、国連平和賞受賞 ② 第二日目（十月二十八日） 。黒田俊夫博士の 「日本の人口変動の傾向と展望」講演 ③ 第三日目（十月二十九日） 。住代議士によるカントリー・レポート発表 ④ 最終日（十月三十日） 。北京宣言採択
一九八一・十・三十	人口と開発に関するアジア国会議員会議 第三回運営委員会（北京会議最終日同地にて）

一九八二・二・十	財団法人アジア人口・開発協会 創立 ☆北京会議時の第三回運営委員会に於て、発議された「アジア議員フォーラム」の活動母体として創立された。 理事長…田中龍夫（衆議院議員自民党総務会長） 副理事長…佐藤 隆（「」 自民党副幹事長） 理事…住 栄作（「」 自民党総務局長） 「」 …花村仁八郎（経団連副会長） 「」 …前田福三郎（日本電波塔（株）社長） 監 事…斎田慶四郎（財家族計画国際協力財団 事務局長）
一九八二・三 （三・八）九	「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」 暫定委員会（於…ニューデリー） 参加国…六ヶ国…中国、日本、マレーシア、スリランカ、インド、オーストラリア 他機関…UNFPA、IPPF、AYCP 日本側…佐藤 隆、井上晋方 他人口問題専門家 特記事項…①一九八一年十月三十日付「北京宣言に基づき「Asian Forum of Parliamentarians on Population and Development (A.F.P.P.D.)」人口と開発に関するアジア議員フォーラム」を正式に発足。 ②AFPPD発足に併い、この委員会はそのままAFPPD第一回運営委員会となった。

一九八二・八
(八・二一三)

「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」
第一回準備運営委員会

(於…マニラ)

参加国…日本、中国、インド、スリランカ、オース
トラリア、フィリピン、他 UNDP、UN
FPA 等

議長…佐藤 隆

。準備委員会及び大会参加国等について

☆準備運営委員会役員にフィリピンが加わった。

一九八二・十二
(十二・二一五)

「人口と開発に関するブラジル会議」

(於…ブラジル)

参加国…西半球諸国二十ヶ国

議題…西半球諸国の開発・人口・婦人の地位・

子供の保護・移民の各問題について。

宣言…各国に「人口と開発に関する国内議員委
員会」を形成し、議題としてとりあげた
諸問題の改善に向け、積極的に努力する。

一九八三・三
(三・七・九)

元大統領・首相会議設立委員会

(於…ウイーン、ホーフブルグ王宮)

主 催…人口と開発に関するグローバル・コミッテイ
共 催…国連開発計画 (UNDP)
発起人メンバー…

日 本・福田赳夫元首相

ウイーン・ワルトハイム前国連事務総長

ルーマニア・マネスク元首相

セネガル・サンゴール前大統領

コロンビア・パストラーナ・ボレロ元大統領

チュニジア・ヌイラ元首相

オブザーバー…イギリス・ヒース元首相

第一回執行委員会…'83年5月東京で開催予定
本会議…'83年秋開催予定

一九八三・五
(五・十九・二十)

元大統領・首相会議実行委員会

(於 東京)

福田赳夫元首相

ワルトハイム前国連事務総長

ボレロ元コロンビア大統領

第一回本会議…'83年11月中旬オーストリアで開催
予定

財団法人「アジア人口・開発協会」

寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は財団法人 アジア人口・開発協会という。

(事 務 所)

第二条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区永田町二丁目十番

二号 永田町TBRビル七一〇号室に置く。

(支 部)

第三条 この法人は、必要と認めるときは理事会の議決を経て、支部を設置することができる。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第四条 この法人は、日本及びアジア諸国における人口問題と開発に関する調査研究等を通じて、社会開発と経済発展に寄与し、もってアジアにおける福祉の向上と平和の確立及び我が国の国際協力の推進に資することを目的とする。

(事 業)

第五条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日本及びアジア諸国における人口及び開発問題（食料・農業問題を含む。以下同じ。）に関する調査研究及び研究の助成
2. 人口及び開発問題に関するアジア諸国の関係機関との情報の交換及び協力
3. 公的機関、公的団体等によるアジア諸国に係る人口及び開発事業（農業開発事業を含む。）への協力
4. 会議及び研究会の開催
5. 人口及び開発問題の専門家の派遣及び受入れ

6. 人口及び開発問題に関する資料の収集及び提供
7. 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

（資産の構成）

第六条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載された財産
2. 財産から生ずる果実
3. 寄附金品
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

（資産の種別）

第七条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

② 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

1. 法人設立に際し、財産目録中基本財産とされた財産
2. 法人設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
3. 法人設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

③ 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（資産の管理）

第八条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経た確実な方法により、行うものとする。

（基本財産の処分の制限）

第九条 この法人の基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

（経費の支弁）

第十条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁す

る。

(事業計画及び収支予算)

第十一条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務大臣に届け出なければならない。事業計画又は収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告書及び収支計算書等)

第十二条 毎年度の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が作成し、監事の監査を経た後、理事会の議決を経て、当該会計年度終了後三月以内に主務大臣に報告しなければならない。
(剰余金の処分)

第十三条 会計年度末に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第十四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員等

(役員)

第十五条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 十五名以上二十名以内
2. 監事 二名以内

② 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事及び監事)

第十六条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- ② 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。
- ③ 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

(理事長)

第十七条 この法人に理事長を置き、理事の中から互選する。

- ② 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(副理事長)

第十八条 この法人に副理事長一名を置き、理事のなかから互選する。

- ② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第十九条 役員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- ③ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第二十条 役員が心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為のあったときは、理事会の議決により解任することができる。

(顧問)

第二十一条 この法人に顧問をおくことができる。

- ② 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、この法人の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べる。

(事務局)

第二十二条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- ② 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第二十二条の2 理事長は、主たる事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

1. 寄附行為

2. 理事、監事等及び職員の名簿及び略歴書

3. 許可、認可等及び登記に関する書類

4. 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
5. その他必要な書類及び帳簿

第五章 理事会

(構成)

第二十三条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第二十四条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 予算を伴わない権利の放棄または義務の負担
2. その他、この法人の運営に関する重要なこと

(招集)

第二十五条 理事会は理事長が招集する。

- ② 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項、その内容、日時、場所を示して文書をもって七日前までに通知しなければならぬ。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第二十六条 理事会の議長は理事長とする。

(定足数)

第二十七条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第二十八条 理事会の議決は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数の場合には議長が決するところによる。

(書面表決等)

第二十八条の2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あ

らかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前二条の適用については、出席したものとみなす。

② 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本協会に到達しないときは、無効とする。

③ 第一項の代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならぬ。

(監事の出席)

第二十九条 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第三十条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

② 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事の現在数及び出席理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名

3. 議案

4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選出に関する事項

③ 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第六章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第三十一条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の議決を経て、主務大臣の許可を得て、類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第七章 雑 則

第三十四条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この寄附行為は、厚生大臣の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第十五条から第十八条までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第十九条の規定にかかわらず、昭和五十七年三月三十一日までとする。
3. この法人の設立の日の属する会計年度は、第十四条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和五十七年三月三十一日までとする。
4. この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第十一条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算による。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（昭和五十八年三月三十一日）から施行する。

ただし、第十五条の規定の変更については、昭和五十八年七月一日から施行する。

昭和58年 7月31日発行(季刊)

「アジア 人口と開発」 165

発行者 田中 龍夫

発行所 財団法人 アジア 人口・開発協会

〒100 千代田区永田町2-10-2

永田町TBRビル710号

TEL 03(581)7770 (代表)